



身近な税金相談（第四回）

贈与税の暦年課税と 相続時精算課税

Q 贈与税について教えてください。

A 贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の二つがあり、贈与を受けた場合に、どちらかの課税制度を選択して贈与税額を計算することになります。ただし、相続時精算課税は、一定の要件に該当する場合に限り選択することができます。

〔暦年課税について〕

暦年課税とは、まず、その年の一月一日から十二月三十一日までの一年間に贈与された財産価額の合計額から基礎控除額（一〇万円を差し引き）ます。次に、基礎控除後の課税価格に贈与税率を乗じて税額を計算します。贈与税率については、表1のように、一〇%から五〇%の六段階に区分されています。適用対象者について、贈与者と受贈者ともに制限はありません。

表1

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

〔相続時精算課税について〕

相続時精算課税は、資産の流動化など経済政策に対応して平成一五年度税制改正により創設された制度です。

これは、贈与を受けた時に贈与財産に対する贈与税を納付し、贈与者が亡くなった際、その贈与財産と相続財産の合計した価額を基に相続税額を計算し、既に納付した贈与税額を控除する制度です。

適用対象者は、贈与者は六五歳以上の親（以下、父、母）、受贈者は二〇歳以上の贈与者の推定相続人である子で、子が亡くなっている時は二〇歳以上の孫となります。年齢は贈与の年の一月一日現在で判定します。

適用対象財産については、種類や金額、贈与の回数に制限はありません。この制度を選択しようとする受贈者は、贈与税の申告期限内に次の表2の書類を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出することになります。



富田 英保
公認会計士・税理士

【とみた ひでお】昭和35年千葉県生まれ。平成4年公認会計士登録、平成16年税理士登録。現在、東陽監査法人・監査第一部部長。社会福祉法人北斗泰山会監事、(社)東京都警備業協会監事等も務める。

この制度は、受贈者である子が贈与者である父、母ごとに選択でき、一度選択すると選択した年以後、贈与者が亡くなった時まで継続して適用されることになり、途中で暦年課税に変更することはできません。

計算方法については、この制度を選択した贈与者ごとに、その年の一月一日から二月三十一日までの一年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から特別控除額の二五〇〇万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合には、その金額を控除した残額）を控除した金額に二〇%の税率を乗じた金額が贈与税額となります。つまり、贈与される財産の価額の合計額が二五〇〇万円以下であれば、贈与税額は〇円です。

例えば、子が親から四年にわたり現金を贈与された場合（一年目に一〇〇万円、二年目に二二〇〇万円、三年目に八〇〇万円、四年目に一〇〇〇万円）で、一年目から相続時精算課税を選択した場合を検討してみたいと思います。

表2

添付書類
①相続時精算課税選択届出書
②受贈者の戸籍の謄本又は抄本
③受贈者の戸籍の附票の写し
④贈与者の住民票の写し又は戸籍の附表の写し

●一年目：贈与財産価額一〇〇〇万円―特別控除額一〇〇〇万円〥贈与税課税対象額〇円
 *特別控除額二五〇〇万円のうち一年目に一〇〇〇万円を充当してしまつたので、二年目以降の別控除額は、（二五〇〇万円―一〇〇〇万円）〥一五〇〇万円となります。

●二年目：贈与財産価額二二〇〇万円―特別控除額二二〇〇万円〥贈与税課税対象額〇円

*二年目以降の特別控除額一五〇〇万円のうち二年目に一二〇〇万円を充当してしまつたので、三年目以降の特別控除額は、（一五〇〇万円―一二〇〇万円）〥三〇〇万円となります。

●三年目：贈与財産価額八〇〇万円―特別控除額三〇〇万円〥贈与税課税対象額五〇〇万円

*三年目以降の特別控除額三〇〇万円は三年目に全額充当してしまつたので、

四年目以降の特別控除額は、（三〇〇万円―三〇〇万円）〥〇円となります。三年目は特別控除額で引ききれなかった贈与財産額五〇〇万円が贈与税課税対象額となり、税率の二〇%を乗じた一〇〇万円が贈与税額となります。

●四年目：贈与財産価額一〇〇〇万円―特別控除額〇円〥贈与税課税対象額一〇〇〇万円

贈与税課税対象額一〇〇〇万円×二〇%〥贈与税額二〇〇万円
 *四年目以降は特別控除額が〇円のため、贈与財産額〥贈与税課税対象額となり、税率の二〇%を乗じた二〇〇万円が贈与税額となります。

なお、相続時精算課税を選択するかどうかについては、個々人の現時点での状況や、相続時の相続財産の多寡により変わってきますので、十分に検討のうえ、決定してください。

最後に、暦年課税と相続時精算課税について比較したもの（表3）を載せておきますので、参考にしてください。

なお、本稿は原則として、平成二〇年五月一日現在の法令等に基づいて作成しております。

表3

	暦年課税	相続時精算課税
適用対象者	贈与者、受贈者には相続時精算課税のような制限はありません。	贈与者は、65歳以上の父、母、受贈者は、20歳以上の贈与者の推定相続人である子、子が亡くなっている時は20歳以上の孫。
控除額	贈与財産の価額から控除する基礎控除額は、110万円。	贈与財産の価額から控除する特別控除額は、2,500万円。前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額になります。
税率	基礎控除額控除後の残額に応じて贈与税の税率表を元に計算。（表1）	特別控除額を超えた部分の金額に対して一律20%。
相続税との関係	贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額は加算しなければなりません。	贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額を加算して相続税額を計算します。その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除することになり、控除しきれない金額は還付されます。